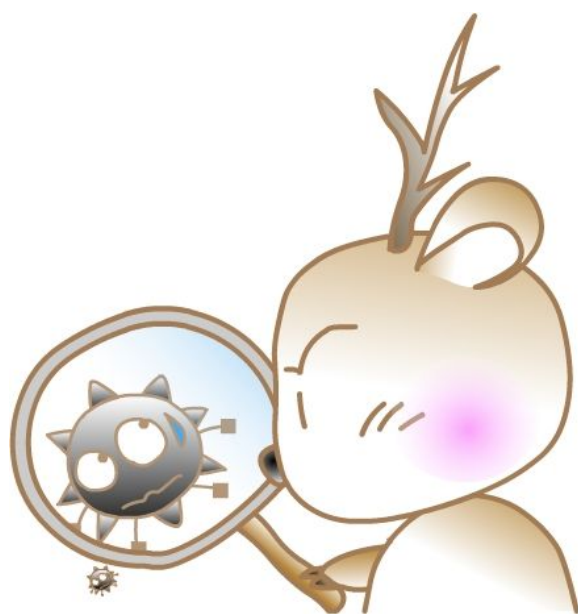


新型インフルエンザに関する 20の基礎知識Q&A



奈良県教育委員会

平成21年2月

(平成21年5月一部改訂)

目 次

1	はじめに	1
2	新型インフルエンザに関する 20 の基礎知識 Q&A	
Q1	新型インフルエンザってなに？	2
Q2	新型インフルエンザが発生したらどうなるの？	3
Q3	パンデミックってなに？	
Q4	フェーズってなに？	4
Q5	国の新型インフルエンザ対策はどこで？	5
Q6	国の新型インフルエンザ対策の方針は？	6
Q7	新型インフルエンザの症状がでたらどうするの？	7
Q8	どのように感染するの？	
Q9	新型インフルエンザの感染予防方法は？	8
Q10	感染防止のために必要なものは？	9
Q11	通常のインフルエンザと見分けることはできるの？	10
Q12	新型インフルエンザに感染した場合の病院は？	
Q13	学校保健安全法でどのように定められているの？	11
Q14	学校は臨時休業するの？	12
Q15	臨時休業中の教育活動はどうなるの？	13
Q16	鳥インフルエンザの予防は？	
Q17	飼育している鳥が死んでしまったら？	14
Q18	県の新型インフルエンザ情報サイトは？	
Q19	国の新型インフルエンザ情報サイトは？	15
Q20	もっとくわしく知るためには？	

1 はじめに

近年、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）が鳥から人に感染する事例が数多く報告されています。この鳥のインフルエンザウイルスが変異し、新型インフルエンザによるパンデミック（注）が発生する可能性が危惧されています。

新型インフルエンザとは、人類のほとんどが免疫を持っていないために、容易に人から人へ感染するものであり、世界的な大流行が引き起こされ、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が懸念されるものです。

過去の例の一つとしてスペイン風邪（スペイン・インフルエンザ 1918年-1919年）があり、世界では人口の25～30%が罹患し、4000万人が死亡したと推計されており、日本では2300万人が感染し、39万人が死亡したと記録されています。

このような状況を踏まえ、奈良県においては平成17年12月に「奈良県新型インフルエンザ対策本部」を設置し、厚生労働省の「新型インフルエンザ対策行動計画」に準じて「奈良県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し体制整備に取り組んできました。

新型インフルエンザは、いつ人から人へと容易に感染を引き起こすウイルスに変異するのか、どの程度の被害が想定されるのかまだまだ未知の存在です。しかし、一旦発生してしまえば、多数の国民の健康や生命、社会・経済活動に多大な影響を及ぼすと考えられることから、まずは国民すべてが新型インフルエンザについての基礎知識を理解し、誤った情報などに影響されてパニックが起こらないよう、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされることが重要です。

このような状況から、県教育委員会では、新型インフルエンザに関する基礎理解を学校関係者に周知徹底し、今後提供される情報に対し、適切な判断や行動が行えるよう本冊子を作成しました。

なお、本冊子は、あくまで平成21年2月時点の状況に基づいて作成したものであり、今後の状況の変化等を踏まえ、随時見直し、必要に応じて修正を加えていくものとしています。

（注）パンデミック

感染症の世界的大流行の意味。

「新型インフルエンザに関する基礎知識Q&A」Q3を参照。

2 新型インフルエンザに関する基礎知識 Q&A

Q1 新型インフルエンザってなに？

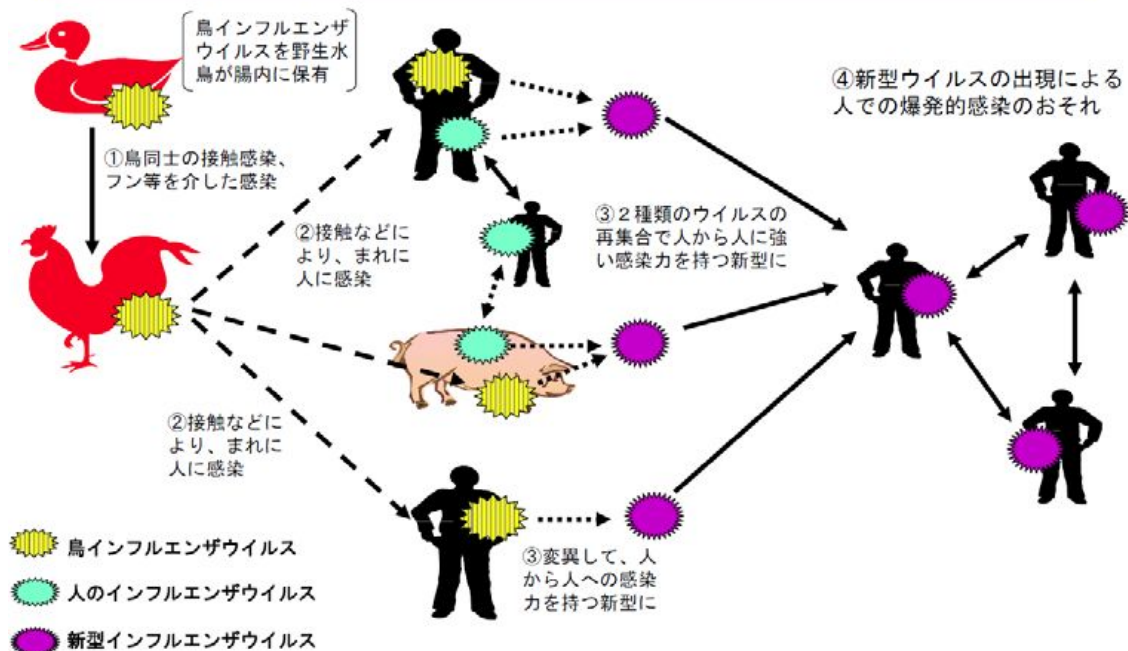
A1 人間界にとって未知のウイルスです。

新型インフルエンザウイルスとは、動物、特に鳥類にのみ感染していた鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、人の体内で増えることができるように変化し、人から人へと効率よく感染するようになったウイルスです。

このウイルスに感染して発症する疾患が新型インフルエンザであり、毎年冬に流行する季節性インフルエンザとは全く異なるものです。現在、最もこの新型インフルエンザに変異しそうなウイルスが、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）と呼ばれるものです。



鳥インフルエンザと新型インフルエンザの関係



Q2 新型インフルエンザが発生したらどうなるの？

A2 誰も免疫を持っていないため多くの人に感染すると想定されます。

新型インフルエンザの症状は未確定ですが、大部分の人が免疫を持っていないため、通常のインフルエンザとは比較にならないほど感染が拡大し、非常に多くの人が罹患することが想定されます。高病原性鳥インフルエンザの症状としては、これまで東南アジアなどでの事例では、発熱、咳など、人の一般的なインフルエンザと同様の症状に加え、下痢を認めた例もありました。また、致死率は60%以上と極めて高く、肺炎による呼吸不全や多臓器不全が主な死因となっています。



Q3 パンデミックってなに？

A3 感染症の大流行のことを意味します。

インフルエンザ・パンデミックは、「新型インフルエンザウイルスが人の世界で広範かつ急速に、人から人へと感染して広がり、世界的に大流行している状態」を言います。実際には、WHOのフェーズ6(注)をもって、パンデミックということになります。



(注) フェーズ

新型インフルエンザの流行の段階の意味。Q4を参照。

Q4 フェーズってなに？

A4 流行段階を WHO の想定に基づき6つに分類したものです。

WHO フェーズは、WHO がパンデミックの脅威の深刻さや事前の備えの必要性を知ってもらうためにパンデミック警報として用いています。さらに日本政府は、フェーズ2以降をA（国内非発生）とB（国内発生）に分類しています。

平成21年5月8日現在はフェーズ5Aです。



【新型インフルエンザの警報フェーズ】

フェーズ	区分	定義
1	前パンデミック期	ヒトにおいては新たな亜型のインフルエンザは検出されていないが、ヒトへ感染する可能性を持つ型のウイルスを動物に検出
2		ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、動物からヒトへ感染するリスクが高いウイルスが検出
3	パンデミックアラート期	ヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的にはない
4		ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている
5		ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、パンデミック発生のリスクが大きな、より大きな集団発生がみられる
6	パンデミック期	パンデミックが発生し、一般社会で急速に感染が拡大している

Q5 国の新型インフルエンザ対策はどこで？

A5 フェーズ4になると政府に対策本部が設置されます。

フェーズ4になると総理大臣を本部長、すべての国务大臣を本部員とする新型インフルエンザ対策本部が設置されます。その後、入国者の検疫、サーベイランスシステムの強化、発熱相談センター、発熱外来の設定、プレパンデミックワクチンの投与、外出の自粛や学校の臨時休業、入学試験の延期の要請など国内感染防止と医療体制を同時に発動する体制の整備が、現在求められることとなります。

また、これまでの感染症法による1類～5類までの分類とは異なる対応をとる必要があることから平成20年5月に同法が改正され、新たに「新型インフルエンザ等感染症」という類型が設けられました。

感染症に対する措置項目は1類感染症よりも多く、健康状態の報告の要請、外出自粛の要請が追加され、社会活動の制約が考えられます。

しかし、新型インフルエンザ対策は国だけで行うものではなく、地方自治体、企業、関係機関等すべての国民が総合的に対策を進めていかなければなりません。水際対策、公衆衛生対応、医療対応、社会対応などを総合的に行うことで可能な限り流行のスピードを緩め、感染者数のピークを抑え、医療提供体制、社会・経済活動を維持し、被害を最小化することが可能になると考えられています。



Q6 国の新型インフルエンザ対策の方針は？

A6 新型インフルエンザ対策行動計画が改定されました。

平成 17 年 11 月に「新型インフルエンザ対策行動計画」が決定され、国レベルで必要な措置が順次取られてきました。また新型インフルエンザ対策ガイドラインや国・自治体としての対策、個人でできる対策、事業者・職場でできる対策などの具体的な対応策についてもその方針を提示してきたところです。

さらに、平成 21 年 2 月 17 日には、水際対策等新型インフルエンザ対策の強化が図られたことやこれまでの科学的知見を踏まえ、政府行動計画の改定が行われました。これまでの WHO のフェーズ分類から下記のような 5 つの段階に分類変更し、それぞれの段階に応じた対策の考え方、関係省庁の対応、省庁間の連携・協力等の方針が明記されています。また、これを受けて、文部科学省の行動計画も平成 21 年 2 月 26 日に改定されました。

発生段階		状態
前段階（未発生期）		新型インフルエンザが発生していない状態
第一段階（海外発生期）		海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階（国内発生早期）		国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階		国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
（各都道府県の判断）	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
第四段階（小康期）		患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

（参考）改定前の行動計画におけるフェーズ分類と発生段階との対応表

【改定前】フェーズ分類	【現行】発生段階
フェーズ 1、2 A、2 B、3 A、3 B	【前段階】未発生期
フェーズ 4 A、5 A、6 A	【第一段階】海外発生期
フェーズ 4 B	【第二段階】国内発生早期
フェーズ 5 B、6 B	【第三段階】感染拡大期、まん延期、回復期
後パンデミック期	【第四段階】小康期

※「A」国内非発生 「B」国内発生

新型インフルエンザ対策行動計画より

Q7 新型インフルエンザの症状がでたらどうするの？

A7 発生初期の場合は、発熱相談センターへ電話してください。



相談窓口【発熱相談センター】

奈良県福祉部健康安全局健康増進課内

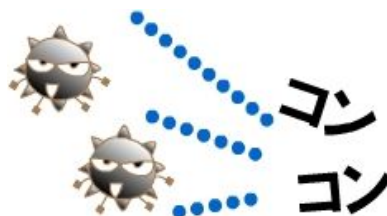
平成21年5月7日（木）から当分の間

午前9時から24時間対応

0742-27-8658

Q8 どのようにして感染するの？

**A8 インフルエンザと同様に
飛沫感染・接触感染と推定されます。**



現段階では、新型インフルエンザが発生していないため、感染経路を特定することはできませんが、毎年人の間で流行するインフルエンザと同様に飛沫感染と接触感染が主な感染経路ですが、通常のかぜよりは感染力が強いものと推測されます。

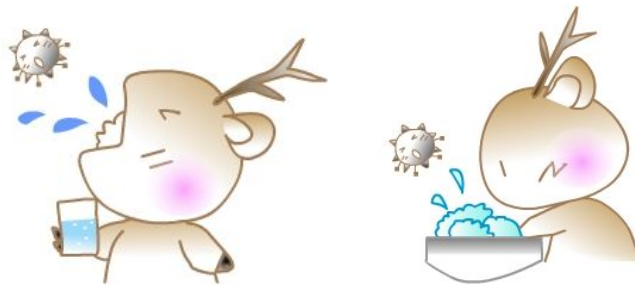
飛沫感染は感染した人の咳やくしゃみにより排出されたウイルスを他の人が鼻や口から吸い込んで感染する経路です。

また、接触感染とは、感染した人の咳、くしゃみ、鼻水などに含まれたウイルスが付着した手で机、ドアノブ、スイッチなどに触れた後、別の人がその部位に触れた手で自分の目や口や鼻を触ることによって感染する経路です。

Q9 新型インフルエンザの感染予防方法は？

A9 基本はうがい・手洗い・咳エチケットです。

通常のインフルエンザと同様に日頃から外出後のうがい、手洗いを徹底し、十分に休養をとり、バランスのよい食事を心がけ体力や抵抗力を高めておくことが大切です。また発生後には可能な限り人混みへの外出を控え、マスクを着用することが重要です。



◆手洗い方法



◆咳エチケット

- ・ 咳やくしゃみをする際にはティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ1m以上離れる。
- ・ 呼吸器系分泌物(鼻汁・痰など)を含んだティッシュを、すぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てられる環境を整える。
- ・ 咳をしている人にマスクの着用を促す。

Q10 感染防止のために必要なものは？

A10 マスク・手袋・石鹸などです。

◆マスク

会話、咳、くしゃみによる飛沫感染予防と感染拡大防止の目的で使します。

マスクは医療現場にて使される「サージカルマスク」が望ましいのですが、通常の市販マスクでも咳をしている人のウイルスの拡散をある程度は防ぐ効果があると考えられます。しかし、マスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではなく、マスクをつける際は説明書をよく読んで、正しく着用してください。

◆手袋

患者発生後に学校（園）施設等の消毒作業や環境整備の際に使します。

防水性で、使い捨てタイプのものが望ましいです。

◆石鹸及び手指消毒用アルコール

石鹸を用いた手指の洗浄を頻繁におこなうことが望ましいのですが、それが困難な場合は、消毒用アルコールで代用します。



Q11 通常のインフルエンザと見分けることができるの？

A11 PCR (遺伝子検査) 等で診断ができます。

新型インフルエンザと通常のインフルエンザの症状は類似しているため、見分けることは困難ですが、流行地への渡航歴・感染した豚等との濃厚接触・感染者との接触歴等が参考になります。

症状等から新型インフルエンザに感染していると疑われる場合は、PCR(遺伝子検査)等を行うことにより、確定診断をすることができます。

Q12 新型インフルエンザに感染した場合の病院は？

A12 発熱外来や感染症指定医療機関等が拠点となります。

38 度以上の急な発熱や咳等のインフルエンザ様症状がある場合は、医療機関を直接受診するのではなく、まず発熱相談センターに電話で相談します。

発熱相談センターでは、感染の疑いがある人に電話で問診を行い、発熱外来で受診後、患者、疑似症患者は感染症指定医療機関等で入院治療が行われます。

また、流行時には患者の症状により、発熱外来で入院の必要性を判断し、入院もしくは自宅療養に振り分けされます。

感染症法において、国内で感染していることが確認された場合、入院して治療を受けること、また、感染している可能性が高い同居者等やその濃厚接触者は、外出自粛を要請され、保健所へ健康状態を報告することが定められています。

Q13 学校保健安全法でどのように定められているの？

A13 学校保健安全法施行規則の第一種伝染病です。

鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症は、学校保健安全法施行規則第18条で、第1種伝染病に定められており、同第19条による出席停止の期間は治癒するまでとなっています。

なお、校長は出席停止の指示をしたときは、学校保健安全法施行令第7条により、学校の設置者に報告を行います。報告事項については、学校保健安全法施行規則第20条のとおりです。また、臨時休業を実施した場合、学校（園）は学校保健安全法第18条により保健所に連絡を行います。

【学校において予防すべき伝染病】

	伝染病の種類	出席停止の期間の基準 等
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ病 急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナ ウイルスであるものに限る。） 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA 属インフルエンザAウイルスであってその血清型が H5N1であるものに限る。）	治癒するまで ※感染症予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律第6条第7項から第9項 までに規定する「新型インフルエンザ等感 染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は 第一種の伝染病とみなす。
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。） 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核	解熱した後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺の腫脹が消失するまで 発疹が消失するまで すべての発疹が皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 病状により学校医その他の医師において 伝染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎、その他の伝染病	病状により学校医その他の医師において 伝染のおそれがないと認めるまで

Q14 学校は臨時休業するの？

A14 学校の臨時休業も考えられます。

新型インフルエンザの感染拡大防止のためには、社会的活動における人と人の接触の機会を少なくすることが必要です。特に学校等では、感染が広がりやすいため、そこに通う子どもたちの健康を守る必要があります。また、このような施設で感染が起こった場合、地域における感染源となるおそれがあります。

通常、学校において感染症等による集団発生が起こった場合、学校の設置者は、学校医、保健所等の意見をもとにそのまん延を防ぐため学校保健安全法第 20 条に基づいた臨時休業を行います。

しかし、新型インフルエンザについては、国や県が、その予想される流行と健康被害の大きさに鑑み学校の設置者に対し臨時休業の要請を行います。



Q15 臨時休業中の教育活動はどうなるの？

A15 子どもの健康状態の把握と自宅学習が考えられます。

臨時休業中は、極力外出を控え、家庭と学校との連絡方法、家庭での過ごし方等について混乱の生じないように十分な確認と指導が必要になると考えられます。

まん延期においては、新型インフルエンザの患者を対象とした入院措置は解除されているため、自宅での療養となります。児童生徒や教職員等が発症した場合には、適切な医療機関(発熱外来等)に受診できるよう発熱相談センター等と連携して対応していきます。

Q16 鳥インフルエンザの予防は？

A16 死んだ野鳥には近づかないことです。

- ◆ 野鳥にはなるべく近づかないようにし、近づいた場合には、手をきちんと洗い、うがいをすること。
- ◆ 死んだ野鳥を発見した場合には手で触らず、教育委員会、県獣医師会、家畜保健衛生所又は保健所に連絡すること。
- ◆ 鳥や動物を飼育している場合には、それらが野鳥と接触しないようにすること。このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の進入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けるなどの適切な措置を講じること。
- ◆ 常に清潔な状態で飼育するよう飼育小屋を清掃し、出入り口に消毒槽を設置すること。
- ◆ 鳥インフルエンザの感染が見られる地域に渡航する場合は、一般的なインフルエンザの予防に心がけるとともに生きた鶏肉等を販売している市場等には立ち入らないようにすること。



Q17 飼育している鳥が死んでしまったら？

A17 県獣医師会等に相談してください。

飼育している鳥が原因がわからないまま連続して死んでしまった場合は、県獣医師会又は家畜保健所に相談してください。

【飼育している鳥類が死んでしまった場合の連絡先】

(社) 奈良県獣医師会 学校飼育動物委員会	0742-47-5333
奈良県農林部 畜産課	0742-27-7450
家畜保健衛生所 業務第1係 (管轄) 奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、 生駒市、宇陀市、山辺郡、磯城郡、生駒郡、宇陀郡、 北葛城郡	0743-59-1700
家畜保健衛生所 業務第2係 (管轄) 大和高田市、橿原市、五條市、御所市、 香芝市、葛城市、高市郡、吉野郡	0745-62-2440

Q18 県の新型インフルエンザについての情報サイトは？

A18 奈良県ホームページを中心に提供しています。

- ◆健康増進課ホームページ「新型インフルエンザについて」

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-5170.htm

- ◆「奈良県新型インフルエンザ行動計画」

<http://www.pref.nara.jp/secure/6760/koudoukeikaku01.pdf>

- ◆「奈良県新型インフルエンザ行動計画概要版」

<http://www.pref.nara.jp/secure/6760/keikakugaiyou.pdf>

- ◆「奈良県感染症情報センター」

<http://www.ihe.pref.nara.jp/kansen.html>

Q19 国の新型インフルエンザについての情報サイトは？

A19 厚生労働省ホームページを中心に提供しています。

- ◆首相官邸「新型インフルエンザへの対応」

<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/flu/swineflu/index.html>

- ◆厚生労働省「新型インフルエンザ対策関連情報」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04>

- ◆「新型インフルエンザ対策行動計画」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/13.html>

- ◆「新型インフルエンザ対策ガイドラインフェーズ4以降」について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/09.html>

- ◆「個人及び一般家庭・コミュニティ・市町村における感染対策に関するガイドライン」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/pdf/09-12.pdf>

- ◆文部科学省「文部科学省における新型インフルエンザ対策について」

http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/index.htm

- ◆文部科学省「新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画」

http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/1247232_001.pdf

Q20 もっとくわしく知るためには？

A20 国立感染症研究所等のホームページに提供しています。

- ◆国立感染症研究所のウェブサイト

<http://www.nih.go.jp/niid/index.html>

- ◆国立感染症研究所感染症情報センターのウェブサイト

<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

- ◆国立感染症研究所感染症情報センター「インフルエンザ・パンデミック」

<http://idsc.nih.go.jp/disease/influenza/05pandemic.html>

- ◆外務省海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>